

## ポータルサイト各社で違反物件情報を共有

ポータルサイト広告適正化部会では、インターネット広告の適正化を図るための方策を順次、実施しています。おとり広告や不当表示の未然防止および、これらの広告などによるエンドユーザーに対する被害拡大を防止するため、違反物件情報などを共有し、その情報にかかる物件の掲載があれば削除いただくなどの対策を講じています。会員の皆さまにおかれましては、登録ルールの遵守、情報メンテナンスにご協力をお願いします。

2023年11月～2024年1月にポータルサイト広告適正化部会で  
424件の違反物件情報が共有されました。

## 首都圏不動産公正取引協議会の措置事例①

	大臣免許（2）
措置	違約金課徴
対象広告	ポータルサイト
対象物件	違反概要
賃貸共同住宅 7物件	<ol style="list-style-type: none"> <li>おとり広告（契約済み） 契約済みとなった後、長いもので1か月以上、短いもので15日間継続して広告（7件）</li> <li>「保証会社利用料：総賃料の100%～120%」 ⇒ 2年目以降の家賃保証料不記載（3件）</li> <li>「鍵交換費用：10,450円」 ⇒ 16,500円（1件）</li> <li>鍵交換費用不記載（1件）</li> <li>「バイク置き場あり」 ⇒ 利用料が必要（1件）</li> </ol> <p>※ 過去の措置 自社は、2022年2月にも契約済みの「おとり広告」を行ったことなどにより、違約金課徴の措置を受けている。</p>

※首都圏不動産公正取引協議会ホームページ 公取協通信第344号(2023年11月号)より抜粋 (①)  
<https://www.sfkoutori.or.jp/webkanri/kanri/wp-content/uploads/2023/11/tsushin344.pdf>

※首都圏不動産公正取引協議会ホームページ 公取協通信第346号(2023年10月号)より抜粋 (②③)  
<https://www.sfkoutori.or.jp/webkanri/kanri/wp-content/uploads/2024/01/tsushin346.pdf>

## 首都圏不動産公正取引協議会の措置事例②

	神奈川県知事免許（2）
措置	違約金課徴
対象広告	ポータルサイト
対象物件	違反概要
賃貸共同住宅 6物件	<ol style="list-style-type: none"> <li>おとり広告（契約済み） 契約済み又は入居済みとなった後、長いもので1年8か月以上、短いものでも2か月以上継続して広告（5件）</li> <li>ルームクリーニング費用等不記載（6件）</li> <li>入居者サービスの月額費用不記載（4件）</li> <li>「バイク置場」 ⇒ 利用料が必要な旨不記載（1件）</li> <li>「保証会社〇〇社 利用必 お問合せ下さい。」 ⇒ 家賃保証料不記載（1件）</li> <li>「保証会社利用必 初回保証料100%」 ⇒ 毎月の家賃保証料不記載（3件）</li> </ol>

## 首都圏不動産公正取引協議会の措置事例③

	東京都知事免許（1）
措置	違約金課徴
対象広告	ポータルサイト
対象物件	違反概要
賃貸共同住宅 10物件	<ol style="list-style-type: none"> <li>「保証会社利用可 貸主指定」 ⇒ 家賃保証会社と契約することが取引の条件であり家賃保証料が必要（8件）</li> <li>「保証会社利用必 貸主指定」 ⇒ 家賃保証料不記載（2件）</li> <li>「ペット可」 ⇒ ペットを飼育する場合は敷金が賃料の1か月分増額される旨不記載（5件）</li> <li>「敷金460万円」、「敷引・償却 -」 ⇒ 敷金460万円のうち230万円は償却される（1件）</li> <li>ルームクリーニング費用等不記載（9件）</li> <li>「損保 -」 ⇒ 損害保険料が必要（3件）</li> <li>「駐輪場」、「バイク置場」又は「トランクルーム」 ⇒ 利用料等が必要な旨不記載（6件）</li> <li>「南向き」、「南面バルコニー」と記載のうえ、バルコニーが南側を向いている間取図を掲載 ⇒ 北向き（1件）</li> <li>駐車場の利用料を記載するのみで敷金又は登録料が必要な旨不記載（2件）</li> <li>「駐車場 敷地内47,000円」 ⇒ 52,800円（2件）</li> <li>「分譲賃貸」 ⇒ 分譲された事実はない（1件）</li> <li>「J」R山手線/品川駅 歩5分 ⇒ 7分（500m）（1件）</li> <li>「管理費・共益費 -」 ⇒ 毎月15,000円の共益費が必要（1件）</li> </ol>

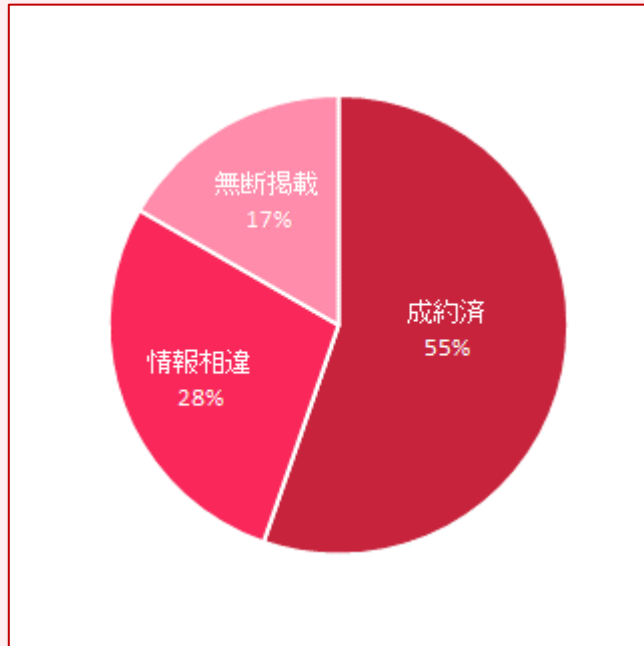
# 情報審査活動報告と違反事例

## 2023年11月～2024年1月のご指摘の割合

2023年11月～2024年1月の不動産情報サイト アットホームの掲載物件に対する主なご指摘（成約済、情報相違、無断掲載）の割合は以下のとおりです。

アットホームでは正確な物件情報を公開するために、週に1回以上、物件情報の内容確認と最新情報への更新をお願いしています。

成約済の物件の公開を継続していると、「おとり広告」とみなされますので、トラブル防止のためにも速やかに非公開の処理・手続きを行ってください。



2023年11月～2024年1月の不動産情報サイト アットホームの掲載物件に対する主な指摘内容の割合

## 直近の違反事例

当社ではご指摘への対応、掲載物件の調査を行っています。

以下は当社規定による主な違反事例です。

### ■ A社

物件種別	賃貸居住用1物件
違反概要	・ 成約済物件の3カ月以上の公開

### ■ B社

物件種別	賃貸居住用1物件
違反概要	・ 広告掲載未許可

### ■ C社

物件種別	賃貸居住用12物件
違反概要	・ 広告掲載未許可

### ■ D社

物件種別	売買居住用1物件
違反概要	・ 成約済物件の1カ月以上の公開

### ■ E社

物件種別	売買居住用1物件
違反概要	・ 広告掲載未許可